

議案第 49 号

墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 13 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年墨田区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「へい」を「塀」に改める。

別表第 1 中「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域」に、「平成 8 年東京都告示第 914 号」を「平成 28 年東京都告示第 342 号」に、「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区計画」を「東京都市計画両国駅北口地区地区計画」に、「再開発地区整備計画が」を「地区整備計画が」に改める。

別表第 2 東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域の部中「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区」に、「平成 8 年東京都告示第 914 号」を「平成 28 年東京都告示第 342 号」に、「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域の」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域の」に、「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域業務地区」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域業務地区」に、「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域教育施設地区」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域教育施設地区」に改め、同部に次のように加える。

東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区	平成28年東京都告示第342号に定める東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域のうち、宿泊地区に定められた地区
---------------------------	--

別表第2 東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域の部を同表東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域の部とする。

別表第3 1 東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域の部中「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区」に、「駐車場」を「地下駐車場」に、「東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域業務地区」を「東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域業務地区」に、

「

東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域教育施設地区	1 学校及びこれに付属する建築物 2 水泳場		
--------------------------------	---------------------------	--	--

」

を

「

東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域教育施設地区	1 学校及びこれに付属する建築物 2 水泳場		
東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第10項までに掲げる営業の用に供する建築物以外のもの	計画図に示す壁面の位置の数値	

」

に改め、同部備考中「都市計画法」を「東京都市計画両国駅北口地区地区計画における都市計画法」に改め、同部を同表 1 東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域の部とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都市計画両国駅北口地区地区計画の一部が変更され、地区整備計画における地区の区分に追加された宿泊地区を地区整備計画区域の適用区域に追加するとともに、建築物の用途等の制限について定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。